



鳥取県公報

平成 28 年 12 月 26 日(月)
号外第 1 2 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 行政書士法施行細則の一部を改正する規則 (61) (政策法務課) 3
- 鳥取県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則 (62) (畜産課) 4

==== 公布された規則のあらまし ====

◇行政書士法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

行政書士が行う業務の実態に合わせ、業務に関する帳簿に記載すべき事項について、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 業務に関する帳簿について、作成した書類の種別ごとの枚数の記載を要しないこととするとともに、新たに、事件を受託した順序を示す番号の記載を要することとする。
- (2) 施行期日は、平成29年1月1日とする。

◇鳥取県養蜂振興法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

養蜂振興法に基づく事務の実態を踏まえ、蜜蜂飼育届の届出先等について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 蜜蜂飼育届の届出先を蜜蜂の飼育者の住所地（現行 蜜蜂の飼育の場所）を管轄する総合事務所長又は農林事務所長とする。
- (2) 蜂場貸与同意書の様式を定め、転飼場所が自己所有地でない場合に提出することとする。
- (3) その他所要の様式の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成29年1月1日とする。

規 則

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第61号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則（昭和26年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(業務に関する帳簿の記載事項) 第6条 法第9条第1項の知事の定める事項は、 <u>事件</u> <u>を受託した順序を示す番号</u> とする。	(業務に関する帳簿の記載事項) 第6条 法第9条第1項の知事の定める事項は、 <u>作成</u> <u>した書類の種別ごとの枚数</u> とする。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

鳥取県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第62号

鳥取県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県養蜂振興法施行細則（昭和31年鳥取県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(蜜蜂の飼育届)</p> <p>第2条 法第3条第1項又は第3項の規定による届出は、蜜蜂の飼育者の住所地を管轄する総合事務所長（日野郡の区域にあっては、西部総合事務所日野振興センター所長。以下同じ。）又は農林事務所長（八頭郡の区域にあっては、東部農林事務所八頭事務所長。以下同じ。）に様式第1号による届出書を提出して行わなければならない。</p>	<p>(蜜蜂の飼育届)</p> <p>第2条 法第3条第1項又は第3項の規定による届出は、蜜蜂の飼育の場所地を管轄する総合事務所長（日野郡の区域にあっては、西部総合事務所日野振興センター所長。以下同じ。）又は農林事務所長（八頭郡の区域にあっては、東部農林事務所八頭事務所長。以下同じ。）に様式第1号による届出書を提出して行わなければならない。</p>
<p>(転飼養蜂の許可申請書)</p> <p>第3条 省令第2条に規定する申請書は、様式第2号によるものとし、<u>転飼しようとする場所附近の見取図及び転飼しようとする場所が自己の所有する土地でない場合にあっては当該土地の所有者又は使用権者の蜂場貸与同意書（様式第3号）を添付するものとする。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(転飼養蜂の許可申請書)</p> <p>第3条 省令第2条に規定する申請書は、様式第2号によるものとする。</p> <p>2 略</p>
<p>(蜂蜜の表示)</p> <p>第4条 省令第5条に規定する証紙又はレーベルは、<u>様式第4号</u>によるものとする。</p>	<p>(蜂蜜の表示)</p> <p>第4条 省令第5条に規定する証紙又はレーベルは、<u>様式第3号</u>によるものとする。</p>
<p>(身分を示す証明書の様式)</p> <p>第5条 法第9条第2項に規定する身分を示す証明書は、<u>様式第5号</u>によるものとする。</p>	<p>(身分を示す証明書の様式)</p> <p>第5条 法第9条第2項に規定する身分を示す証明書は、<u>様式第4号</u>によるものとする。</p>

第2条 鳥取県養蜂振興法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

蜜蜂飼育届(飼育変更届)

年 月 日

鳥取県知事 様

郵便番号
住所
電話番号
(携帯電話番号)
氏名又は名称及び代表者の氏名

養蜂振興法第3条第1項(第3項)の規定に基づき、下記のとおり蜜蜂飼育届(蜜蜂飼育変更届)を提出します。なお、本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整、防疫その他の養蜂の振興に必要な限りにおいて利用することに同意します。

記

1 年 月 日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所	飼育蜂群数	蜜蜂の種類 (該当に○)
		西洋・日本
		西洋・日本

2 年蜜蜂飼育計画

飼育場所 (住所を記入し、 該当に○)	飼育予定 最大計画 蜂群数	飼育期間	飼育の状況 (該当に○)	蜜蜂の種類 (該当に○)	蜜源の確保 (植物名・面積)
(所有地・承諾地)		月 日から 月 日まで	定飼・転飼	西洋・日本	あり・なし (・アール)
(所有地・承諾地)		月 日から 月 日まで	定飼・転飼	西洋・日本	あり・なし (・アール)
(所有地・承諾地)		月 日から 月 日まで	定飼・転飼	西洋・日本	あり・なし (・アール)
(所有地・承諾地)		月 日から 月 日まで	定飼・転飼	西洋・日本	あり・なし (・アール)
(所有地・承諾地)		月 日から 月 日まで	定飼・転飼	西洋・日本	あり・なし (・アール)

備考 1 飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入すること。

2 飼育場所は、字及び番地まで記入すること。地番が不明な場合は、飼育場所が特定できる地図を添付すること。

3 蜜源の確保は、所有権のある蜜源植物名及び面積を記入すること。

※農薬散布による蜜蜂への危害防止を図るため、農薬散布関係団体（農業協同組合等）から情報提供依頼があった場合、氏名・住所・電話番号・飼育場所・飼育期間・蜂群数を提供することがあります。上記内容への同意について、どちらかに○印をお願いします。 同意する ・ 同意しない

※蜜蜂や蜂蜜等を販売する予定がありますか。どちらかに○印をお願いします。 ある ・ ない

様式第2号（第3条関係）

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

郵便番号
住所
電話番号
(携帯電話番号)
氏名又は名称及び代表者の氏名

下記のとおり転飼したいので、養蜂振興法第4条第1項の規定に基づき申請します。なお、本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整、防疫その他の養蜂の振興に必要な限りにおいて利用することに同意します。

記

転飼しようとする場所	左の土地の所有者の住所及び氏名	転飼蜂群数	転飼期間	飼育管理者の住所及び氏名
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	

添付書類 1 転飼しようとする場所附近の見取図

2 転飼しようとする場所が自己の所有する土地でない場合は、その土地の所有者又は使用権者の蜂場貸与同意書（様式第3号）

備考 転飼しようとする場所は、字及び番地まで記入すること。

※農薬散布による蜜蜂への危害防止を図るため、農薬散布関係団体（農業協同組合等）から情報提供依頼があった場合、氏名・住所・電話番号・飼育場所・飼育期間・蜂群数を提供することがあります。
上記内容への同意について、どちらかに○印をお願いします。 同意する ・ 同意しない

様式第4号を様式第5号とし、様式第3号を様式第4号とし、様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号（第3条関係）

蜂場貸与同意書

貸与予定の蜂場の所在地	地目	貸与を受ける者の氏名	貸与予定期間	摘 要
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	

備考 貸与予定の蜂場の所在地は、字及び番地まで記入すること。

養蜂振興法により転飼許可を得た場合には、上記のとおり私所有（使用中）の土地を貸与することに同意する。

年 月 日

土地の所有者又は使用権者

住 所

氏 名

㊟

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。